6 島根県立大学人間文化学部司書養成課程履修規程

平成30年4月1日 島根県立大学規程第157号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学人間文化学部における司書養成課程(以下「司書課程」という。)の履修方法等に関し、島根県立大学人間文化学部履修規程に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(履修科目及び単位数)

- 第2条 島根県立大学学則第41条の2に定める司書資格を取得しようとする者は、下記の要件を すべて満たさなければならない。
 - (1) 学則第37条に定める卒業の要件を満たしていること。
 - (2) 別表に掲げる授業科目から所定の単位を修得していること。

(司書課程受講登録)

第3条 司書課程を履修しようとする者は、別に定める期日までに、司書課程履修登録届を教務 学生課に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表 図書館法施行規則第1条における科目(第2条関係)

科目区分	本学における授業科目の名称	単位数		/++- + v
		必修	選択	備考
生涯学習概論(2)	生涯学習概論	2		
図書館概論(2)	市民社会と図書館	2		
図書館制度・経営論(2)	図書館制度・経営論	2		
図書館情報技術論(2)	情報技術論	2		
図書館サービス概論(2)	図書館サービス概論	2		
情報サービス論(2)	情報サービス論	2		
児童サービス論(2)	読書と豊かな人間性	2		
情報サービス演習(2)	情報サービス演習	1		
	情報検索	1		
図書館情報資源概論(2)	情報資源概論	2		
情報資源組織論(2)	情報資源組織論	2		
情報資源組織演習(2)	情報資源組織演習I	1		
	情報資源組織演習Ⅱ	1		
図書館基礎特論(1)	しまね図書館学	2		
図書館サービス特論(1)	情報サービス特論	2		
図書館実習(1)	図書館実習		2	

(注)「科目区分」の欄中の()内の数字は必要な単位数